

みよし市高齢者配食サービス業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、高齢者配食サービス（調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問し、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行うためのサービスをいう。以下同じ。）業務の委託事業者の選定に当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

みよし市高齢者配食サービス業務委託

(2) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 業務の場所

みよし市内

(4) 委託業務内容

「みよし市高齢者配食サービス業務委託仕様書」（別紙1）（以下「仕様書」という。）のとおり

3 委託事業者の選定方法

委託事業者は、価格のみではなく、事業者の業務実績、提案力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して、最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定するものとする。

なお、委託事業者の選定については、食事審査及び業務実施体制等審査にて行うものとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。

なお、複数の企業による共同参加は、認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約締結日までに、みよし市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領(平成25年2月21日施行)」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結)」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 本業務を行う施設は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)による飲食店営業の営業許可を受けていること。また、令和4年度内に有効期限が切れる場合は、営業許可の更新がされること。
なお、複数の調理施設で調理を行う場合は、その全ての施設において同様の要件を満たしていること。
- (5) 本業務における調理可能食数が、昼食及び夕食ともに1日につき50食以上であること。
- (6) 栄養士又は調理師により作成された献立に従って調理された食事を提供できること。
- (7) 食事の調理から配達までを同一事業者で行えること。
- (8) 検便検査を月に1回以上実施していること。
- (9) 令和3年4月以降に保健所の立入り検査を受けていること。
- (10) 冷凍庫により保存食の保管ができること。
- (11) 業務実施日は、原則毎日とし、昼食及び夕食に対応できること。
- (12) 食事は、普通食、刻み食又は健康管理食の対応ができること。
- (13) 食事は、本市が設定する次の時間内に概ね配達が行えること。

昼食 午前10時から午後0時30分まで

夕食 午後 3 時 3 0 分から午後 6 時まで

(14) 食事は、配達費等込みで 1 食当たり次の表の金額とする。

なお、食事に係る費用のうち、利用者負担額を除いた金額（安否確認、連絡調整及び食事の配達に要する経費分とする。）を本市が委託料として支払う。

	普通食、刻み食（税込）		健康管理食（税込） （糖質制限食・ミキサー食・透析食等）	
	ご飯付き	おかずのみ	ご飯付き	おかずのみ
食事の金額	680 円	630 円	880 円	830 円
利用者負担額	300 円	250 円	500 円	450 円
委託料(税込)	380 円			

5 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については、次のとおり行う。

(1) 質問がある場合は、「質疑書」（様式第 5 号）に質問事項を記載の上、令和 3 年 1 2 月 1 0 日（金）までに、電子メール（長寿介護課メールアドレス choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp）により、長寿介護課に提出すること。

なお、メールの件名は「みよし市高齢者配食サービス業務委託 質疑書提出（社名）」とし、電子メールの送信後に、電子メール到着の有無を電話で長寿介護課に確認すること。

（電話番号 0561-32-8009）

(2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式第 6 号）により、参加事業者全員に対し、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに電子メールで、令和 3 年 1 2 月 1 5 日（水）までに回答する。

6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に定める参加申請書類を提出すること。

(1) 参加申請書類

ア 参加申込書（様式第 1 号）

イ 会社概要調書（様式第 2 号）

ウ 業務実績調書（様式第 3 号）

エ 営業許可証の写し

・飲食店営業の営業許可証で、本業務の調理を行う施設のもの。

オ 食品衛生監視票の写し

・令和 3 年 4 月以降実施のもので、最も新しいもの。

・保健所から食品衛生指導票の指導等があった場合は、改善措置が確認できる書類を添付すること。

カ 食品関係収去検査成績書の写し

・一般細菌数、大腸菌及び黄色ブドウ球菌の項目を含むもの。

・令和 3 年 4 月以降実施のもので、最も新しいもの。

キ みよし市高齢者配食サービス業務事業者緊急時対応体制（様式第 4 号）

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出方法

みよし市役所 福祉部長寿介護課 まで持参すること。

※郵送、電話、ファクシミリ及びインターネットなどによる提出は、不可とする。

(4) 提出先

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地 (みよし市役所庁舎 1 階)

みよし市役所福祉部長寿介護課 (担当：山本)

(5) 提出期限

令和 3 年 1 2 月 1 7 日 (金) 午後 5 時

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和 3 年 1 2 月 2 4 日 (金) までに参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに電子メールで通知する。

7 受託事業者選定方法

(1) 審査項目

ア 書類審査

	書類名	提出部数	備考
(ア)	参加申込書 (様式第 1 号)	各 1 部	既定の調理可能食数を満たしていること。
(イ)	会社概要調書 (様式第 2 号)		
(ウ)	業務実績調書 (様式第 3 号)		
(エ)	営業許可証の写し		営業許可証が有効であること。
(オ)	食品衛生監視票の写し		保健所から食品衛生指導票の指導等があった場合は、参加申込書の提出までに改善がされていること。
(カ)	食品関係収去検査成績書の写し		製品結果が陰性であること。陽性がある場合は、適切な対応ができていないこと。
(キ)	みよし市高齢者配食サービス業務事業者緊急時対応体制 (様式第 4 号)	緊急時の対応体制が明確になっていること。	

イ 食事審査

《食事のサンプル》

・本業務を受注した場合に用意する高齢者向け食事の普通食、刻み食又は健康管理食 (刻み食を用意する場合は、それらの形状全てとする。) を 1 食ずつ作り、本業務で使用する容器に盛りつけたものを提出すること。

・食事のサンプルの費用については、事業者の負担とする。

《献立表》

・プロポーザル開催当月の献立表を用意すること。(複数の献立を用意する場合は、それらの献立全てとする。) また、エネルギー量、たんぱく質、脂質及び塩分の 4 項目の摂取量を記載すること。

ウ 業務実施体制等審査 (ヒアリング)

業務実施方針、取組意欲等について、各事業者 1 5 分程度のヒアリングを行う。

(2) 採点方法

「ア 書類審査」を実施し、それらを通過した事業者については、「イ 食事審査」と「ウ 業務実施体制等審査」を実施する。

ア 書類審査

審査項目の要件を満たしていること。

イ 食事審査（別紙2参照）

見ため（20点）、食べやすさ（16点）、栄養バランス・献立（24点）、安全性（10点）の4項目を採点し、選考委員の平均点が全ての項目で基準点を満たしていること。

ウ 業務実施体制等審査（ヒアリング）（別紙3参照）

業務方針（10点）、機動性（10点）、取組意欲（10点）の3項目を採点し、選考委員の平均点が全ての項目で基準点を満たしていること。

(3) 選定方法

基準点を満たした事業者をもって決定する。

8 審査の日時等

食事審査及び業務実施体制等審査については、次のとおり実施する。

(1) 開催日

令和4年1月13日（木）

(2) 時間

- ・食事審査…午前10時から午前11時30分まで
- ・業務実施体制等審査…午後1時30分から午後4時までのうち各事業者15分程度（時間等については、別途連絡する。）

(3) 場所

みよし市役所 401会議室（業務実施体制等審査会場）

(4) その他

食事のサンプルは、食事審査の開始15分前までにみよし市役所1階、長寿介護課窓口に出すこと。

また、容器の回収は、午後1時30分以降に、長寿介護課窓口で引き取ること。

9 審査結果の通知

令和4年3月9日（水）（予定）

10 その他

令和4年度予算は、令和4年第1回みよし市議会定例会（3月議会）の議決後に確定するため、確定前に予算額の変更等がある場合は、本市は「4 参加資格要件(14)」における食事の金額の変更ができるものとする。

また、令和4年度予算が成立しなかった場合においては、業務委託契約を締結しない場合があるものとする。

11 参考

(1) 令和3年度実利用者数 262人(令和3年9月30日現在)

(2) 令和3年度高齢者配食サービス月別実績(契約3社合計)

	利用者人数	昼食・夕食数	一日平均食数
4月	257人	4,437食	148食
5月	254人	4,429食	143食
6月	265人	4,624食	154食
7月	269人	4,853食	157食
8月	260人	4,730食	153食
9月	262人	4,582食	153食
平均	261人	4,609食	151食
前年平均	228人	3,925食	128食

12 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	令和3年11月26日(金)
質問の受付	令和3年11月26日(金)から12月10日(金)まで
参加申込及び参加申請書類提出	令和3年11月26日(金)から12月17日(金)まで
参加資格要件確認結果通知	令和3年12月24日(金)
食事審査及び業務実施体制等審査 (事業者選定委員会)	令和4年1月13日(木) 午前10時から午前11時30分まで(市役所3階食堂) 午後1時30分から午後4時まで(市役所401会議室)
審査結果通知	令和4年3月9日(水)
契約締結	令和4年4月1日(金)